褒　賞

賞杯

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力したので、平成二十五年十月六日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故村田奈津恵遺族　村田　惠弘

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

行幸

天皇陛下は、十月八日午後三時二十五分御出門、神奈川県立生命の星・地球博物館において開催されている特別展「益田　一　と日本の魚類学～魚類図鑑に生涯を捧げたＤＡＮＤＹ～」を御覧のため、神奈川県小田原市へ行幸、同八時四十七分還幸になった。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都稲城市坂浜2283番地**スーパーレジン工業株式会社**の工場財団に相模原市緑区長竹字境沢3512番地スーパーレジン工業株式会社津久井工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年 10 月 11 日

横浜地方法務局相模原支局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 25 年 10 月 11 日　　神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　神戸地方検察庁　平成25年第１号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成25年10月11日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成22年１月中旬頃から同23年５月13日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

芝田眞也が、兵庫県知事の登録を受けないで貸金業を営み、かつ業として多数人に金銭の貸付けを行い、その貸付けに当たり、法定の利率（１日当たり0.3パーセント）を超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、４の⑶を参照のこと）

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が既に把握している、芝田眞也が使用していた貸金業者の名称及び電話番号

カネモト、ニシハラ、ヤマモト、ヤマハラ

090―1243―1934、090―3650―7399、090―6237―4162

⑵　検察官が既に把握している、芝田眞也が顧客から利息等を受領した預金口座（金融機関・支店名／口座名義人／口座（記号）番号）

①　株式会社ゆうちょ銀行大阪貯金事務センター　松下やす代　14140―78387971

②　尼崎信用金庫武庫川支店　脇　　稔成　4019963

③　株式会社ゆうちょ銀行大阪貯金事務センター　山根　和也　14390―75846921

④　尼崎信用金庫浜甲子園支店　安川美和子　259130

⑤　株式会社ゆうちょ銀行大阪貯金事務センター　光畑ヒデ子　14320―55912681

⑶　主な犯行態様

○　電話による融資の勧誘又はチラシ記載の連絡先に電話をかけさせる

○　最初の貸付は、被告人が指定した場所で現金を手交して行われる

○　３万円程度の少額融資

○　利息１日1,000円

○　10日ごとの返済

○　融資を受けて、返済期日に利息分と元金をまとめて返済する方法

○　完済できなければ、利息分だけ返済すれば、返済期日が10日延長される

○　元利金の支払いは、指定された口座への振込みのほか、手交によっても行われる

5　開始決定の時における給付資金の額

金24万4,358円

6　支給申請期間

平成25年10月11日から同年12月10日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁 判 所 名　神戸地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成23年９月26日

⑶　確定年月日　同年10月12日

⑷　被告人の氏名又は名称　芝田　眞也

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、兵庫県知事の登録を受けないで貸金業を営むと共に、業として金銭の貸付けを行うに当たり、貸付けの元金及び法定の限度の割合を超える利息を受領するに際し、平成22年７月20日頃から同23年２月15日頃までの間、前後384回にわたり、多数人をして、貸付けの元金及び法定の利率を超えた利息合計1,278万2,510円を、被告人が管理する株式会社ゆうちょ銀行大阪貯金事務センター松下やす代名義の通常貯金口座ほか４口座に振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒650―0016　神戸市中央区橘通１丁目４番１号

神戸地方検察庁　被害回復給付金担当　電話番号　078―367―6100（内線303）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（神戸地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（神戸地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。